

川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 6 号

川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則の一部を改正する
規則

川崎市職員の保有個人情報等の取扱い等に関する規則（平成17年川崎市規則第72号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第2条第10項」を「第2条第11項」に、「同条第11項」を「同条第12項」に改め、同条第2項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。